

平成29年度鎌ヶ谷市男女共同参画推進懇話会第1回会議録

日 時	平成29年5月31日（水）10:00～12:00
場 所	鎌ヶ谷市役所本庁舎6階 第1・2委員会
出席委員	内海崎貴子会長、平田真裕美委員、右京裕子委員、田中誠次委員、平林光江委員、秋谷久美委員、山田芳裕委員、今村喜和子委員
欠席委員	中臺勝正委員、太田直美委員
事務局	西山市民活動推進課長、鈴木男女共同参画室長、飯村主任主事、山崎プロジェクトマネージャー
傍聴者数	0名

会議内容

- 委員の交代があり（鎌ヶ谷市校長会から推薦の浅岡委員から太田委員に交代）、会議に先立って紹介を行った。なお、公務により太田委員は欠席。
- 平成29年度人事異動による事務局の自己紹介を行った。

- 1 開 会 鈴木男女共同参画室長
- 2 会長挨拶 内海崎男女共同参画推進懇話会会長
- 3 会議録署名人の選出 名簿順により山田委員、平林委員が選出された。

4 議 題

- (1) 鎌ヶ谷市男女共同参画推進計画第2次実施計画事業の進行管理について
- (2) その他

(事務局) 平成29年度男女共同参画推進計画の概要及び男女共同参画推進計画の進行管理について、資料に基づき説明を行った。

(会 長) 事業の実施度が60.5パーセントですので、かなり頑張ってくださいのだろうと思います。その中でも目標6の「男女共同参画の視点に立った安心・安全なまちづくり」の事業実施度が8割を超えていますが、普段市内で生活していて、実感はお持ちでしょうか。83パーセントはすごいです。安心・安全なまちづくりに、男女共同参画の視点を取り入れているのは、他市からみれば非常に早いです。震災が起こる前に、防災ですとか男女共同参画の視点を入れていこうとしか

り落とし込んだのが、その当時の中堅自治体からみても、比較的鎌ヶ谷は進んでいたんですね。ここ5、6年のことです。震災が起きてから防災や安心安全なまちづくりに男女共同参画の視点を入れて計画を立てようという自治体がでてきたので、その意味では非常に早かった。早かったから実施度も8割を達成できたのだと思います。

(委員) 全体的には男女の視点に立つというのがあるのですが、安心安全なまちづくりのところで男女共同参画の視点に立った環境の整備や防災の対策で、性に起因する問題に配慮したところが0になっているところが気になります。政策の内容としては、全体的にできていますが、なぜ全部0になっているのかというのが単純に疑問に思います。

あとは目標NO8番の「男女共同参画推進体制の充実及び男女共同参画推進センターの運営の充実」中2番の「庁内における男女共同参画の推進」というところでも、性に起因する問題に配慮したところが0になっているので、たまたまそういう問題が起きなかったということなのかが気になります。

(事務局) これまで男女共同参画の視点が見えづらかったので、男女共同参画の視点が4つだったところを今年度は9つにしました。まだ浸透していないというところもあると思います。

(委員) 進行管理表の19ページをご覧くださいなのですが、目標6が男女共同参画の視点に立った安心安全なまちづくりで、人権、健康、防災部門に関わるものとなっているのですが、防災部門に関わるもので、性に起因するものに関してあるいは人権に関して配慮していたかどうかということが、事業との関連で見たときにカウントしづらいということなのでしょうか。

(委員) 防災計画について、パブリックコメントで意見を求めているわけですが、今回の計画変更の内容はほとんど文言修正になっています。NTT東日本とか東京電力の名前が変わったとか、大きい修正にはなっていない。実際それが地域の防災計画や避難所マニュアルにどう反映されたのか一般にはわかりにくく、女性消防団もできて理解度が上がり、地域防災に反映できると良いと思うので、そのあたりの視点が、理解ができているかどうかはわかると良いと思います。

(会長) 性に起因する問題に配慮したことについて、具体的にどういうことをやったらこれが記入できるのか、判断する方は理解していらっしゃるのでしょうか。視点1から4、6は分かりやすいですが5番は非常に抽象的ですよね。具体的に判断する方がわかっているかどうか考えなくてははいけません。例えば、性に起因する問題に配慮した人権でいくと、防災のこととか女性消防団ということが入ってくれば、当然女性消防団だからこそ配慮しなければならない問題が起こりますよね。それは性に起因した人権の問題になるので、その意識があれば5項目を書き込めるわけです。やっていないのか、やっているのかわかりませんが、そういう視点があればどういう内容なのか自分の部署の事業を振り返ってできますが、分かってない段階でみるとたぶん判断できない。だから0になっている可能性がありますね。

1から9までの視点をみていくと、5番は男女共同参画をすすめるということは、全て性に起因する問題に配慮することが男女共同参画なので、全体を捉えてしまい

ますよね。まして人権、健康、防災と人権を入れてしまうと、視点をどうするか、分かりづらくしている可能性がありますね。実際にチェックする方がわかりにくいということなのかもしれないですね。委員がおっしゃったことはやはり大事な視点で、パブリックコメントの中で求められていることはなんなのかというのが、男女共同参画の視点でもう一步そういったことも必要だと言うことをパブリックコメントを出す方々に伝えることが必要です。それが伝わらないと単なる文言の修正だからこれでいいだろうと言うことになる危険性が高い感じがします。

(委員) 男女共同参画の視点に配慮したという文言が、例えば、要援護者という言葉に変わったので、そういう表現はできます。防災計画は文言だけじゃないです。本当に重要なのは、そこに派生する地域防災マニュアルや、避難所マニュアルにどう反映されてくるかが本当に大事なことです。今回のパブリックコメントはそこまで求められてはいない。

(会長) そのあたりに働きかけられるといいですね。

(委員) 地域の防災で婦人消防隊という話が出たのですけれど、私の自治会では女性の役割がありまして、防災に関して消防隊をやったのですけれど、私はちょうど今年の3月に任期が終わったところです。消防署関係で、消防署の人と一緒に地域を決めて、一軒一軒尋ねて、天井に煙とか温度の感知器がついているかどうかを調べたのですが、そういうことを地元の人たちはやっています。防災に関しては、地域によるかも知れませんが。

(会長) そこに女性が参加しているということですか。

(委員) そうです。女性の消防隊もいます。

(会長) そういうのは上がってこないのですかね。

(委員) 市の方ではおそらく分からないと思います。自宅訪問だから、ただ行くだけでも大変気を遣うと思うんですけど、消防署の人がついて行ってきて、一軒一軒尋ねて、お留守の時は書類を置いてきました。

(会長) 身近なところでそういう地道な活動は大事ですよ。そういうのも進行管理表に入っていないですよ。

(事務局) 安全対策課にも伝えて、地域でそういう活動もされていると伝え、確認ができると良いです。

(会長) 防災に関してはちょっと意見をいただいた方が良いかもしれませんね。

(委員) 理解度の問題なのか、視点が事業にマッチしないという問題なのか、例えば2ページの5とか6とか、性に起因した問題に配慮した人権に入れられますよね。性に起因する問題があるから、こういう環境整備をしなければいけない。あるいは入っていないということは、それは無かったことになってしまいますよね。

(事務局) 表の理解の問題だと思うので、表現の仕方が難しいと思うので、そのあたりは改良しないといけないかと思います。

(会長) 評価してくださった担当課にも聞いて、どういう表現だったら意図がつかめるのかを聞く必要があるかもしれません。ほかはいかがですか。進行管理表の中でAとかBとか評価をしています、事業内容についてどうなんだろうかということがあればどうぞ。

(事務局) 先ほどの件につきましては、事例を含めまして担当課の方にも説明していきます。

(委員) 3ページの事業NO9、講師派遣制度の充実ですが、課題のところなのですが、子育て世代の誰でも参加できる会場の提供といった会場づくりについて行政のフォローも考える必要があるというのは、どういうことなのか、例があれば教えていただきたい。行政のフォローとは、会場の場所的なことなのか、体制的なことなのか、物理的に会場が近いとか、狭いとか、条件整備の面なのか。

(会長) 生涯学習推進課がある一定の講師をご存じで、お母さん達から依頼があれば講師を派遣することですよね。講師を派遣して欲しいと生涯学習推進課に言いやすいような体制のことを言っているのですか。講師がこの近くのこの会場なら行けるけど、こういう形の場所ならこういうことができるけど、この内容では無理ということなのですかね。具体的に書かれた方がわかりやすいと思います。

(委員) 5ページのところの事業NO20及び21に行政の刊行物に関して市の職員が使用しやすいものへの改訂の検討を行う。これはすごく大事なことだと思うんですね。自分たちの現場で周知するとか、わかりやすいものにするというのはすごい良いことだと思います。その一方で事業NO22のところ、表現ガイドがあるのだけれども、この表現ガイドはすごく大事なものだと思うので、もっと周知していく必要があると思います。

(会長) その表現ガイドを次回いただいて、どんなものなのか皆さんにご覧いただいたら良いかなと思います。

次に、2ページの事業NO6ですが、男女の区別のない平等の研修を行ったという一文なのですが、どんな内容だったのか、どういう講師が、どういう内容をなさったのか。そこに参加された方は何人くらいいらして、その男女比はどうだったのか、そういったことを見ないと次の課題はでてこないと思うんですね。研修を行った後に感想をとると思いますが、そこをきちんと見ていかないと次に進めることができない気がします。事業実施度Aになっていますけれども、確かに実施していますが、一方で男女共同参画の視点は1と9しか入っていないですね。ここにはまさに視点5の性に起因する問題、人権の視点というのが入る必要がある訳ですけど、評価をなさる方も入れていない。入れられなかったのかもしれないですね。事業の取組の内容と実績の内容と平成29年度の取組内容が、ほぼ同じものなんですよ。細かく見ていくとそういうところが実は多々ある、そういうふうに思われます。この実績の内容についての書き方ですよ。中身がわかる書き方にしないと実際にど

んな研修が行われているか知るよしもないので。

事業NO19の男女共同参画室の講演ですけれども、実績内容のところでは10事業638人参加ということですが、これもちょっと大変ですが、延べ人数で見たとき可能であれば性別ですよ。どれくらいいらっしゃるのか。あと世代ですね。性別と世代がわかるといいですね。

(委員) 今、問題になっているマタニティハラスメントですが、事業NO15のマタニティハラスメント研修を実施した。管理職向けと書いてあるのですが、管理職が何名いて、そのうちの何名の方が参加されたのかを書いていただくととても参考になります。

(委員) 全体で考えると、かなりの人数参加したのか、それとももっと参加があっても良かったか。

(会長) 自分で研修に出ないといけないと気づいていただきたいですね。

(委員) それは違うのではないですか。本人がこういうことしちゃいけないと自分が意識していたら研修に出る必要はないのではないのでしょうか。

研修を受けたからと言ってその人がセクハラしないかもしれないし、マタニティハラスメントしないとは言えないですよ。まあそれはきっかけにはなるのかもしれないですけど。

(事務局) まずはきっかけを作っていただくというのが、研修の目的でもありますし、言葉の内容を理解していただくと言うのもありますので、研修を受けていただいて、受講後ご自身の中で理解していただく、きっかけにはなると思うので参加していただきたいと思います。

(委員) 男女共同参画のことだけではなく全体的なことですけれども、啓蒙媒体が課題だと思います。世代によって見るツールが違うと思うのです。回覧でまわってきたものとか紙媒体の方が見るという方と、若い世代だとパソコンを飛び越えてスマホでないとという方が出てきているので、保育園のお母さん達が紙媒体だとあまり読まないというのを聞きました。お仕事の行き帰りにスマホに入っているものであれば目を通すが、紙でもらってもなかなか見ないなど。私もボランティアでやっていて、手紙を郵送しても見忘れていたりとか見落としていたりすることがあるので、どういふ物であれば伝わるのかを各課で話し合い連携していく必要があると思います。

(会長) それでは目標NO3、男女のワーク・ライフ・バランスについてです。事業NO23から45までです。

(委員) 7ページの事業NO28における農業振興課の平成28年度の実績ですが、朝市の組合では、女性の組合長さんを引き続きということですが、農政推進協議会で、女性委員が3割達成できたことは前回から比べると達成率が上がったということですか。

(委員) 3割達成というのは以前より増えました。やってくれる方がでてきたのですね。

(会長) 国の目標というのは3割です。目標は達成してるのに、それでBということは、何か別の目標があるのですか。

(委員) 役員をやったださる女性が少ない。組合長にしても、補佐的なものでも、女性が一番上に立って行ってくれた方がいいのですが。だから3割でもB判定なんだと思います。

(会長) もっと伸ばしたいということですね。

(委員) 事業NO28の商工振興課において商工会の女性役員を増やしていただけるよう協力要請するというのですが、女性部と青年部、一般の親会がありますが、女性部は現在33名です。なかなか声をかけても加入してもらえないのです。

(委員) 青年会議所も少なく、あんまりいないということです。

(会長) そういう意味では農業振興課はすごいですね。

(委員) JAは、鎌ヶ谷だけ婦人部がないのです。他市だと婦人部があって、そこから役員が選出されます。鎌ヶ谷の場合、婦人部がなくなってしまいましたので、どうしても女性を呼び込める体制ができてない。市川市や柏市にも女性部があったと思うので、農業委員もそちらの方から選出してもらえるような体制ができるので、3割以上になるのだと思います。

(委員) 商工会女性部は千葉県に地域別であります。こちらのほうが都市化して足並みがそろわないです。海の方は多少元気いろいろなやってるんですけど。きらりホールで商工会女性部主催の唄と踊りの集いは、年に1回、42回続いていてすごく誇れることです。

(委員) 産業フェスティバルの時にテントの中で一生懸命やってくれる女性たちを役員にどうかといつも思うのです。前に出てやってくださる方は非常に声も出ます。

(会長) それで、役員となると辞退されてしまいますね。事業NO29の家族経営協定なのですが、新規6件という前年度から見たら増えたのでしょうか。あるいは他市と比較したときに家族経営協定なかなか進まないといったところがあるのですか。

(委員) 認定農業者になっても、メリットはないのですが、農業振興課が頑張ってくれたということだと思います。

家族経営協定とは、一人が入って、家族の名前を載せるだけ。そうすると私の家ではこういう風になっています。お給料、休みの日もきちんと決めています等家族内でルールを作って、家族全員がわかっている状況です。

(会長) 男女共同参画の視点でいくと、家族農業は家族の中で女性が貢献しているにも関わらずそれが見えない。お金も一緒になってしまうので、ご自分の労働がどれだけの対価があるかということが分からない。それを見える化しましょうということ。見える化することによって、そこで働いている女性（妻・子ども）家族にこれだけ貢献しているという、エンパワーというか、そのなかでの役割ですとか労働者としての意識ですとか誇りも持てますし。そういう意味で女性にとっては、男性は自分が働いているという実感をすごく持てるけど、女性の労働を見える化しましょうというところで始まったものなのですが、確かにそれをやったから何が変わるわけではないです。

(委員) ただ数字的なものはほしいので、何時間しか働かないとか、何時間休みます、お給料はいくらいくらです、そういうのをちゃんと数字にしないとダメなので。

(会長) 面倒くさいのですが、そこで働いているという、無償労働みたいに見られてしまっても、数字として見ると、お金など具体的なものが動かなくても解りやすいということですよ。

(委員) 家事労働も一緒ですね。

(会長) そうです。農業分野でこれをやるとはすごくいいのですが、なかなか進まないのです。確かにメリットがないのですが、家族間で夫と妻の役割が、妻の役割がこれだけあって給料の形で支払われるように見えるだけで平等感というか協力体制がわかりやすくなる。妻にとっては自分の労働を評価されていることが解ることがすごく大事です。専業主婦だとそれができないので、むしろ農業の中で、実はすごく新しい切り込み方だったのですが、なかなか定着しないです。それをやってしまうと、中心になっている男性が、女性に「私はこれだけ働いているじゃない」と言われるのが嫌などとあるのです。意識の中であるいは、家族なのに数値化までして水臭い、やらなきゃいけないのかとかそういう意識もあります。

(委員) 双方の意識は変わりますよね。

(委員) 意識の改革は重要なことだと思います。偏見かもしれないですけど、農業分野や中小企業では女性がすごく貢献しているのだけれども、立ち位置や評価をみなさんが考えて下さらない。そういう意識があるだけで農業の後継者不足や将来にもつながっていくのかなと思います。

(会長) 定着している例として、それがわかっている、家族経営協定ですと結婚した女性にそれがきちんと伝えられて、定着していく。

(委員) 見える化すると結構な労働力になることが解るので見える化は大事です。

(会長) 目標NO4、女性に対するあらゆる暴力の根絶ですね。これはいかがでしょうか。事業NO53で市内中学校でデートDV予防セミナーを実施しているということで、大切な継続事業だと思います。鎌ヶ谷市はすごいです。鎌ヶ谷市では継

続していますが、他市では継続できなくなり、都内でも今から強力に推し進めて中学校でやっていただけるかな。というところなので、鎌ヶ谷市が早いというか先進的な取り組みなので。学生を見ていると研修を受けている学生がたまにいますが、大きいですね、意識が違いますね。それは男女にかかわらずです。研修を受けている学生と受けてない学生では意識の差があります。中学生の時期はすごく大事です。

(委員) 事業NO50の女性センター等は18か所だが、そのうち、配偶者暴力支援センター機能を持つ自治体は3か所と少ない。支援セミナーを受講するまでには至らないとか、女性サポートセンターや児童相談所、母子自立支援施設等の情報が少ないということで、ここがそういうものが不足しているという印象があるのですが、これはなかなか設置するのが難しいから少ないというところですか。

(委員) 鎌ヶ谷市の相談は増えているのですか。

(会長) 割合的にはまだ男性から女性へが多く、しかし内容が違ってきています。20代では身体的な暴力ではなくて、いわゆる精神的暴力とか経済的暴力について、女性から男性への割合が、上がってきている傾向があります。女性の被害者で声をあげられるようになったところに男性が少しずつ追い付いてきたというところなんです。今、国会で性暴力のところ、刑法が審議されていますけれど、男性の被害者が、今の現場体制だとまったく声をあげられないという状況があります。ようやく男性やこどもの被害者の枠組みをどう作るのかはわかりませんが、DVに関してもようやく男性が声をあげられるようになってきたというところなんです。

配偶者暴力支援センターに関しては、相談者の方、女性だけじゃなく男性も、そして相談体制も24時間365日、そして支援員もある一定数必要となると、自治体の規模によって作れるところと作れないところがあります。この近隣だと柏市だとか松戸市だとか大きなところなら作れる可能性があります。野田市はすでに配偶者暴力支援センターがあります。継続的につながっていく必要がありますね。

(委員) 事業NO53のところの、中学校2校を対象に実施ということで、477名の参加とありますが、2校の学校を教えてください。

(事務局) 平成24年度から毎年順番で実施しており、平成28年度は鎌ヶ谷中学校と第二中学校で実施しています。平成29年度は第三中学校と第四中学校という計画になっております。時期や対象学年は学校と調整しながら決定しますが、中学2年生が対象という学校が多いです。

(会長) この会議に校長会の代表の方がいらっしゃるのと、市の教育委員会が協力してくれるのは、珍しいですね。

(委員) 中学校、高校の時に、女性だけじゃなくて、女性が男性にDVをするということに関しても、知らないとはじめと一緒に自分はそれに該当しないと思ってしまうというのもあるので、DVの内容が男性から女性にというところでやっているなら片手落ちになると思うのですが、両方でバランスが取れているならいいかもしれません。

(事務局) 日常的な例を用いて中学生に伝えています。

(委員) それが将来につながっていきます。

(会長) 女性から男性への例についても講習でやりますもんね。どちらがということではなく、暴力という視点ですよね。

(委員) ドメスティックバイオレンスというのは、閉ざされていて、自分がそうなのかというのわからない方もいる。それが家庭内であると、本当は違うんだ、こうあるべきだと対外的にわかるシステムというのを、子どもたちにもっと教育していくといいかなと思います。

(会長) 家庭の中でDVを見せることも虐待防止法で、児童虐待になります。ただ必ずしもそうではない場合もあったりするので、個別の理由を見ていかないといけません。暴力の教育についての開始目標というのは諸説ありまして、スウェーデン、フィンランド、ニュージーランドもそうですけど、幼児期から教育しますね。その中にデートDVも家族間暴力も、近親者からの性暴力の項目も入っています。非常に早い年齢から暴力は何かを防止するという目的で、自分が被害者にならない、加害者にならない、どう逃げるか、そういう教育がきちんと幼児期、乳児期から始まっています。日本はそれが、教育課程の中に入っていないです。人権という大きな枠組みなので暴力に対する教育というのが日本は抜け落ちているというのが現状です。それは法的な管轄でいうと厚労省とか、法務省で取り扱います。日本の中で暴力教育の取り扱いはありません。そこをずっと私は言っているんです。非常に難しいです。文化にもよりますから。日本は家庭内での児童虐待を含めて、近親者からの性暴力や暴力の数が先進諸国の中で極めて低いかというと、そうではなくて、データそのものがなかったり、もしかしたら隠れていて、非常に大きな被害があるかもしれない。

(事務局) デートDVの講演会の中でも、家庭でそういうことが起きているかもしれないということも付け加えてお話をしているので、もしかしたら自分にそれが起きているとき、気づくきっかけになるとと思います。

(会長) そうすると問題は気づいた子が、どこにどう相談できるか。そこまで本当はやらないといけないんですよね。それをどこが受け取るか。大人に相談しようといっても、その大人がどう行動してくれるのかその先はわかりませんよね。文京区では作っていますので、入手するといいですね。小学生低学年、中学年、高学年、中学生用に、そういうことが起きたら、どこにどう相談したらいいかリーフレットを作ったのです。それを配布しているのです。デートDVの講座はしていないのですけれど。そこはきちんとやっている。大人に相談しましょうといっても、最初に相談した大人が適切な対応をしてくれなかったら、ものすごい被害になりますよ。

(委員) どこに繋げるかはすごく重要ですよ。

(会長) 目標NO5、教育の充実、事業NO57から64まではいかがですか。

なければ目標NO7に参りましょう。健康支援のところですね。事業NO71から78まで、このあたりはいかがですか。目標NO8の推進体制の充実ですが。ここも先ほど集中的に出ましたが、加えて何かありますか。なければ、全て皆さんにご覧になっていただいたということですので、よろしいでしょうか。

教育のところが気になるのですが、事業NO63の教員研修と職員研修なんですけど、不祥事防止研修会とはなんなのか。モラルアップ研修会。おそらく不祥事防止として飲酒運転とか、使い込みとか、セクハラとか、わいせつ行為とか、いろいろ県の教育委員会で研修準備していると思うんですね。そこに男女共同参画に直接関わるものが入っているのか入っていないのか。同じようにモラルアップは人権教育だと思のですが、その中に男女共同参画の内容が入っているのか入っていないのか、ずっと前もこれで来たんですよ。実際の中身は何なのかというのを指導室に確認していただいて、見させていたいただきたいなと思います。

(事務局) 資料をもらっている中では、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントを含めた教員対象の研修を全校で行っているというのが一つと、ほかは県主催の男女共同参画研修と市主催のDV関係研修の開催について管理職を通じて全校に周知を図った。ということと、学校でのセクシャルハラスメントと対応する相談窓口をもって職場環境の健全化を促した。県主催の学校人権教育研修に参加して性の多様性について理解を深めるとともに、教材等の情報提供をした。という内容のものが書かれています。

(会長) それでは、それをお書きいただいて、男女共同参画の例えばこういう研修に、どれくらい参加したのかというのを周知していかないと。それをおやりになっているなら、2、3行少し加えていただいて、こういう研修があつて、何人くらい参加して、市教育委員会として対策していますということが出していけるといいですよ。

(委員) 事業NO84の人事室の研修ですが、平成28年度の実績内容が、男女共同参画研修を実施したが、新規採用職員以外の職員の参加は6人で男性が0人で女性が6人というのは何か理由があるのですか。

(事務局) 新規採用職員の中での公開研修みたいな形で、参加希望が女性だけとなりました。

(委員) 女性だけの参加というのが気になったのですが、庁内の勤務時間にもよるのですかね。

(委員) また別の話ですけど、防災、防犯に対して、事業NO65に防犯とかがありますよね。地域防災計画があつて、その中で今までだと行政がいざというときにこういう措置をとりますということでしたが、だんだん住民への防災だとか、何かあつたときに住民はこれだけ備蓄しておくようにとか。そういう役割というか、共同という形で出てきているので、逆に現時点で防災のマニュアルとか、避難所運営

マニュアル等があるのですが、そういうところに男女の視点が入っているかとか、
どういう項目が取り組まれているかとか、できれば確認をしていただきたい。

(委員) それはすごく大切だと思います。実際に文言の中には男女共同参画の視点
が取り込まれているとか、こういうことに配慮してますとか入っていても、一体何
があるのかがわからないと、やっぱりここは違うんじゃないとか、ここがあった方
がもっと良いですとかということが盛り込めるし、それがあってによって私たち
も意識しなくてはならないことというのが変わるとし、準備だとか。

(会長) ほかによろしいでしょうか。ではいくつか宿題がでましたが、よろしく
お願いします。ほかに何かありますか。なければ、これで終了させていただきます。
いろいろとご意見をいただき、ありがとうございました。

○以上で会議は終了した。

会議録署名人の署名

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため次に署名する。

平成29年11月28日

氏名 山田 芳裕

氏名 平林 光江